





平成29年3月6日

各 位

会 社 名 株式会社セルシード

代表者氏名 代表取締役社長 橋本 せつ子

(コード番号:7776)

問合せ先 最高財務責任者兼管理部門長 小野寺 純

電話番号 03-6380-7490

第三者割当により発行される第 16 回新株予約権(行使価額修正条項付き)の発行に係る払込完了及び 新株予約権の第三者割当契約(コミット・イシュー)の締結に関するお知らせ

当社は、平成29年2月17日開催の取締役会において決議した、Evolution Biotech Fund を割当先とする第16回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)の発行に関して、この度、平成29年3月6日に発行価額の総額(6,600,000円)の払込みが完了したことを確認致しましたので、お知らせ致します。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、平成29年2月17日公表の「第三者割当により発行される第16回新株予約権(行使価額修正条項付き)の発行及び新株予約権の第三者割当契約(コミット・イシュー)の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

1. 第三者割当による本新株予約権の発行及び本新株予約権に係る発行価額の払込完了について <新株予約権発行の概要>

(1)	割	当	日	平成 29 年 3 月 6 日
(2)	新株予	約権の総	念数	2, 200, 000 個
(3)	発 行	価	額	総額 6,600,000 円(第 16 回新株予約権 1 個当たり 3 円)
(4)	当 該 発 潜 在	行によ株式		2,200,000株(新株予約権1個につき1株)
(5)	資金	周達の	額	1, 116, 000, 000 円(注)
(6)	行 使	価	額	当初行使価額:510円
				本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行日翌日以降、発行日翌日
				(当日を含む。)から起算して5価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎
				に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」
				という)において売買立会が行われる日(以下「取引日」という)であって、
				以下に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価
				額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を
				含む。)から起算して5価格算定日目の日の翌取引日(以下「修正日」とい
				う)に、修正日に先立つ5連続価格算定日(以下「価格算定期間」という)の
				各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加
				重平均価格(VWAP)の単純平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切
				上げた額(以下「基準行使価額」という)(但し、当該金額が下記3.(1)②記
				載の下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とする。)に修正される。ま
				た、いずれかの価格算定期間内に本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に
				基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価
				格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平
				均価格は当該事由を勘案して調整される。
				当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混
				乱事由と定義する。
				(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場
				合

	·	(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取			
		引所において取引約定が全くない場合)			
		(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限			
		(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社株式の普通取引			
		が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらないものとす			
		る。)			
(7)	募集又は割当て方法	P 1 (P 1) 2 4 1 7 第一 2 4 1 1 7 7 7 7 7 7 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7			
	(割当予定先)	Evolution Biotech Fundに対する第三者割当ての方法による。			
(8)	そ の 他	当社は、Evolution Biotech Fund との間で、金融商品取引法に基づく有価			
		証券届出書による届出の効力発生後に、下記に記載する行使コミット条項、			
		Evolution Biotech Fundが本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役			
		会の決議による当社の承認を要すること等を規定する新株予約権第三者割当			
		契約を締結します。			

【ご参考】

※コミット・イシューとは

当社が本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数(2,200,000 株)を予め定め、行使期間中の価格算定日の売買高加重平均価格(VWAP)に基づき、本新株予約権の発行日翌日以降、原則として291 価格算定日以内に、割当予定先が必ず本新株予約権の全てを行使する(全部コミット)手法です。またそれに加えて、本新株予約権の発行日翌日以降、原則として146 価格算定日以内に、1,100,000 株相当分以上の本新株予約権の行使をする(前半コミット)ことを約しております。前者の「全部コミット」と後者の「前半コミット」の組み合わせが、当コミット・イシューの特徴です。

						第 16 回新株予約権
	行 数					2, 200, 000 個
行	価	須 0	り	総	額	6, 600, 000 円
使	価	須の	り	総	額	1, 122, 000, 000 円
					問	原則 14.5 ヶ月
					目	(コミット期間延長事由及び市場混乱事由発生時を除く)
ਜ: ।	司 ※	r (占	Hil	1)	通算で 58 回(予定)
TE 1	当 劵	((())	(5価格算定日毎に修正、計58回)
	使	価			額	VWAP Ø 90%
7 77	Ţ	5			٢	291 価格算定日以内における本新株予約権の
디디		`		ツ		発行数全ての行使を原則コミット
址	7	3			٢	146 価格算定日以内における本新株予約権の
+		`		ツ		発行数の 50%以上の行使を原則コミット
限	⁄字	俧		価	額	283 円
	11	便	文 1			(価格決定日終値の 50%、端数切上げ)
	使	行使 正 部 半 限 価価 回 使 コ コ 行	行使 正 部 半 限 価 額 0<	行価額の 使価額の 正回数(原 可以 ボース ・ <td>行価額の総使価額の総正回数(原則部コミッ半コミッ</td> <td>行価額の総額使価額の総額取の総額正回数(原則)使価額の総額正回数(原則)びまりのより部コミット平コミック限行使価額</td>	行価額の総使価額の総正回数(原則部コミッ半コミッ	行価額の総額使価額の総額取の総額正回数(原則)使価額の総額正回数(原則)びまりのより部コミット平コミック限行使価額

(注)本新株予約権の行使に際しての払込金額の総額は、対象となる新株予約権全てが当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

以上